

「公民館はだれのもの 2 」 長澤成次 著

当該市の記事、読ませていただきました。

基本的人権としての教育権・学習権を地域で保証する公民館の在り方、夜会教育法の原点に立ち返りもう一度再創造していくべきでしょう。今がちょうどそんな時期にあるのではないか。

仮に、首長部局に所管が移ったとしても、**準拠する法律は、「社会教育法」**であります。ですので、地方行政において、まちづくりにおいて、**社会教育推進施策の果たす役割を十分理解し、その現場である社会教育施設の適切な地区ごとの整備を推進し、今日的な課題となつてまいりました「地域文化振興推進計画」**を通じて、まさに文教住宅都市にふさわしい、文化的なまちづくりを推進してまいりたいですね。

PFI→公共施設統廃合→公共施設の再生ですが、特に社会教育施設(公民館、図書館)の教育政策、目的、役割に対する認識については、事業検討会で の指摘もあり、大久保施設再生計画では、施設の管理・運営については、民間委託化。公民館・図書館については、法に規定する事業は、当該施設(教育委員会)が行う。→説明資料に記載ある

しかしながら、PFI 事業執行に際しては、担当の施設課の施設再生工事の説明ばかりで当事者である教育委員会では、リニューアルされる公民館、図書館での社会教育事業推進の説明がほとんどなされません。

昨年の公運審では、大久保は、他の地区公民館の統合館として、時代に対応する事業の企画、専門職員確保、研修、予算事務等を行う答申を出し、対応方針を示している。

それに昨年から

国の文化振興法の一部改正により、地方自治体で推進する文化振興政策推進策については、習志野市では、まちづくり政策を教育委員会の社会教育課で「文化振興計画」を作成することになり、

その推進基盤である社会教育体制の樹立と事業戦略づくり(31年からの継続予算)を遂行、→委託化することになっている。

しかし、習志野市の社会教育事業の経過・歴史からも、時代に対応する事業を提案しながらも、事業推進にかかる専任職員配置を減らし、公民館等配属の専門職員ゼロになって

いる。

教育委員会には発令社会教育主事が一人いるが、法務所管の部署もなく、社会教育の事業計画、執行の権能機能を果たしていない。

今回の公民館、図書館施設の認可、変更報告(法 23 条 2 項 2、社会教育施設運営基準等によるもの)の事前手続きは滞っており、施設工事先行で名称等も「中央」へ変えるなど杜撰である。(平成 4 年を最後に手続きを知る職員がいないのかも)

施設の機能停止や統・廃止等についても、マストである社会教育政策として運営不能であるのか、その理由を明確に説明しなければなりません。公運審や社教審にて諮問・答申審議がなされ、答申意見を受けて教育委員会で決議され、諸手続きを経たのちに、行政政策として意思決定がなされるものである。

社会教育行政に関わる法的知識、手続き等のスキルを有する専門職員が不在の状態にあるために起こる法令遵守の欠如によるものであろう。← 教育法務担当もおりませんね。

こんな混沌とした状態を脱却し

本来の社会教育体制へ立ち返り、文化振興事業を推進する政策・提案がなされていくことを期待したいと思います。

習志野は、

行革→NPM→公会計改革→EBPM に基づく政策提案

という行政改善プロセスを進めています。

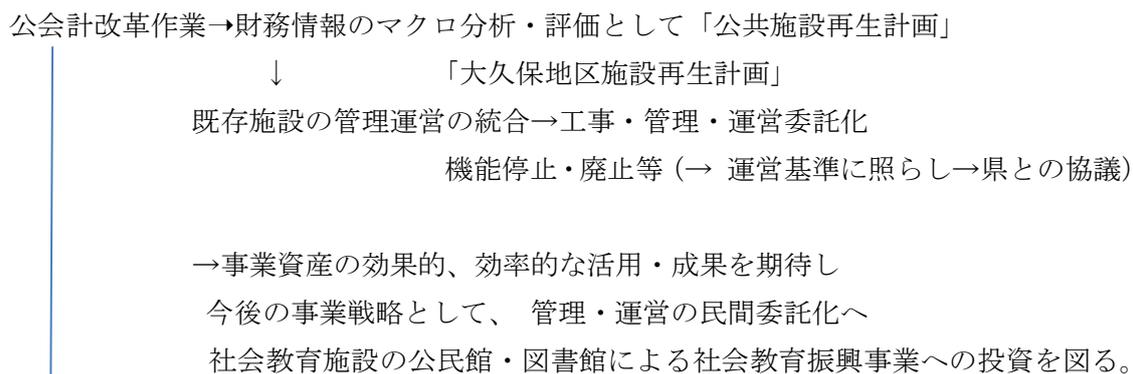
業務推進の内部統制制度と連携して(業務の効率化・遂行、財務報告書の信頼性確保、法令遵守、資産の保全を目的とする)、

今回の公共施設再生プロジェクトが先の行政課程を逸脱しない等、事業の検査、監査、評価等に関係者(住民、行政、民間、議員等のステイクホルダー)の責任業務として、確実な情報提供を確立したいですね。

以上のような新たな行政過程の中で
文化振興計画書が調製されることを期待します。

新たな政策が立案されてもそれを執行する社会教育体制がしっかり樹立していないとその
成果は期待できないのではないかと思慮します。

(諸作業の概念図まとめ)



公会計セグメント分析 (財務情報のミクロ分析・評価対応)

→今後の社会教育の課題である「文化振興計画」の推進を考慮・推進の研究。

財務情報 (会計データ) 化

「社会教育事業」の財務情報の抽出→財務諸表化→分析・評価→ (法令遵守)

↓ いわゆる管理会計的に調製→目標・将来計画として展望する

↓ エビデンス情報のチェックを通じ事業点検→再編ローリング

↓ 「政策提案」